

令和7年版科学技術・イノベーション白書

基本法制定から30年、振り返りと今後の展望

政府は6月13日の閣議で、「令和7年版科学技術・イノベーション白書」を決定した。白書は、科学技術・イノベーション基本法にもとづき、政府が科学技術・イノベーション創出の振興に関して講じた一年間の施策を報告するもの。今年は科学技術基本法制定から30年、また、戦後80年の節目にあたることから、令和7年版の副題を「白書とともに振り返る科学技術・イノベーション政策の歩み（科学技術基本法30年とこれからの科学技術・イノベーション）」としている。

科学技術基本法は、基礎研究の重視との認識から、超党派の議員立法として平成7年（1995年）に制定された。白書の第1章では戦後から、第2章では基本法制定から現在まで、経済・社会と科学技術がどのような時代を越えてきたのかを過去の白書を踏まえて振り返り、第3章では今後の科学技術・イノベーション政策を展望している。



科学技術・イノベーション白書表紙

政府においては現在、2026年度から始まる第7期「科学技術・イノベーション基本計画」策定に向け、文科省や内閣府、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）を中心で検討が続いている。13日の会見で、城内実科学技術政策担当大臣は「国際情勢が大きく変化し、様々な社会課題が顕在化するなか、我が国の持続的な成長・発展のためには、科学技術・イノベーションの果たす役割がますます大きくなっている。これまでの政策の基本を踏まえ、次の時代をめざして、科学技術・イノベーションの力で切り拓くため、科学立国として世界を先導するため、関係省庁と連携し、第7期基本計画の検討をはじめとする科学技術・イノベーション政策の推進に引き続き尽力していく」と述べた。